

中部の地域づくり委員会 規約

(目的)

第一条 中部圏広域地方計画の効果的推進等に関し学識経験等を有する者の意見を聴く場として、中部の地域づくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第二条 委員会は、別表に掲げる委員で組織する。

2 委員は非常勤とし、その任期は概ね二年とする。

3 委員会は必要に応じ関係者を参加させることができる。

(座長)

第三条 委員会に座長を一名置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 座長に事故があるときは、委員のうち座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(透明性の確保)

第四条 委員会の開催予定は公表する。

2 委員会については、公開とする。ただし、公開することが適切でないと委員会が認める場合は、非公開とする。

3 委員会に提出された資料(以下この条において「資料」という。)及び議事概要は、公開する。ただし、公開することが適切でないと委員会が認める資料は、非公開とする。

4 前項の規定による資料及び議事概要の公開は、会議終了後速やかに行う。

(庶務)

第五条 委員会の庶務は、中部圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第六条 この運営要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規約は、平成28年12月13日から施行する。